

## 裁判員経験者の意見交換会

- 1 日時 平成31年4月25日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 西野吾一（東京地方裁判所刑事部判事）

裁判官 山下博司（東京地方裁判所刑事部判事）

検察官 小泉敏彦（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 川上岳（東京地方検察庁公判部検事）

検察官 入江淳子（東京地方検察庁公判部検事）

弁護士 森岡かおり（第一東京弁護士会所属）

弁護士 榊原一久（東京弁護士会所属）

弁護士 牧野茂（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した（なお、番号3は欠席のため欠番とした。）。

## 4 議事概要

### 司会者

それでは、意見交換会を始めさせていただきたいと思います。本日、司会を務めさせていただきます、東京地方裁判所刑事第16部の西野です。皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

余り前置きが長くないようにしたいんですけども、今日の意見交換会は、いろいろな節目になっておりまして、一つは今年の5月21日に裁判員法が施行されて10年ということ、満10歳になるということにして、その直前の意見交換会だということ、毎回どの意見交換会も意味があって大事なものなんですけれども、何か象徴的な意味合いのある会なのかなという、感じがしておりますし、あとは、平成最後の東京地裁の意見交換会ということになりますので、今までの会に負けないように充実した会になるようにサ

ポートできたらなと思っております。10年ということ自体にどれだけの意味があるのかという話もあるのかもしれませんが、やはり一つの節目ということで、裁判所内部、あるいは法曹三者、検察官、弁護士、裁判官、あとその他の関係者も含めて、課題はどういうことがあるんだろうかと。10年間、おおむね順調に運用されてきているというふうに言われたりもするんですけども、やはり課題がないわけじゃないというか、むしろあると。いろいろな課題が挙げられているわけですけども、一つの課題としまして、堅い言葉で言うと実質的に裁判官と裁判員との協働、一緒に裁判できているんだろうかということが言われることが多くて、実質的協働と言うと言葉がすごく堅いんですけども、要するに、裁判官もそうなんですけれども、裁判員の方も法廷で審理の内容、検察官・弁護人のプレゼンテーションを見たり聞いたり、あと証拠を見たり聞いたりして、その内容についてちゃんと理解して、評議ということで裁判官と裁判員との間で意見交換がちゃんとできていたんだろうかということも検証というか、考えていかなければいけないんじゃないかということが言われております。今日は、そういった問題意識もありましたので、テーマとしましては、否認事件における分かりやすい審理ということにしました。要するに、お二人の方は同一の事件をされた経験者の方がいらっしゃいますけれども、皆さんそれぞれの担当された事件は違うのですが、どの事件も有罪・無罪が争われたという事件ですので、そういった意味で量刑の判断も難しいんですけども、難しい判断を迫られる事件ということで、分かりやすい審理ということが実現できていたんだろうかと。そこで、そういった事件を経験された方々を対象として今回募集いたしました。今回は、一番古い方でも去年の12月に判決をした事件、一番直近の方では今年の3月に判決をした事件ということで、7名の方においでいただきました。先ほども申し上げましたけれども、皆さんの率直な御意見、もう何でも大変参考になりますので、率直な忌憚のない御意見をいただければと思

います。何か格好のよいことを言わなければいけないとか、そういうことは全然ありませんので、本当に思われたことをそのまま言われたことがむしろ参考になりますので、変に構えずに事件を通じて経験されて感じたこととか、今日いろいろなほかの裁判員の方の意見を聞いて思われたことを率直に言っていただければと思います。

前置きが長くなってしまったので、中身に移っていきたくと思いますけれども、まず私の方から裁判員経験者の方が担当した事件の概要と何が問題点になったのかということを紹介した上で、各裁判員経験者の方から裁判員を経験されての全般的な感想、分かりやすい審理かどうかというのはまたちょっと時間を取って伺いますので、特にそこにとらわれることなく全般的な感想をちょっと述べていただければと思います。

まず裁判員経験者1番さんの事件ですけれども、事件としては五つあって、三つは傷害事件ということで、四つ目が強盗未遂の事件、五つ目の事件が逮捕監禁致傷、強盗致傷という事件ですけれども、4番目と5番目の事件というのは、被害者の方が共通の事件で、5番目の事件は4番目の事件の5日後にあったという事件です。何が問題になったのかといいますと、結局その事件の被告人が、ほかの共犯者と共謀したのかと。要は一緒になって強盗致傷や強盗未遂という犯罪をやったのかどうかということが問題になって、その前提として被告人自身が被害者に対して暴行だとかそういったこともやったのかということや、共犯者が金品を無理やり奪い取ったということを知っていたのかどうか、そのようところが争点になっていた事件だったのかなというふうに理解していますけれども、1番さんは、そういった意味で数も多い事件だったと思うんですけれども、このような事件を経験してどのような感想を今お持ちになってますでしょうか。

1番

やってみた感想としては、やってよかったなというふうに全体的な感想と

しては抱いています。最初届いたときは、ちょっと興味はあるんですけども、通知が届く前、自分のところに来るということは全く考えていなくて、その封筒が届いて、当たることはないだろうなと思って、実際当たってみて、それで3週間ぐらいの事件だったのでとても長いなとは思ったんですけども、裁判員制度というのがどういうふうに運用されているのかというのが分かったということと、あと周りで結構興味を持たれている方が多いので、その人たちに話して、こういうふうに運用されているという話ができ、じゃあ、もし来たらやってみたいという方も多いです、今まで自分のところには来たけど断わったという方も結構いたので、そういう人にも、こういうふうにやってよい経験になるという話ができしたのはよかったなと思います。審理の内容は、ちょっと通訳が入る事件だったので、とても長くて分かりにくかったというのが正直な意見なんですけれども、その後の、公判審理が終わった段階ではあまり分かっていなかったんですけども、その後の話合いの段階で整理されていったような状態だったのかなと思います。

司会者

ありがとうございました。中身の話はまた後ほど順次伺ってきたいと思います。では、次の事件が、裁判員経験者2番さん、7番さん、お二人共通の事件なんですけれども、簡単に言いますと、平成28年のある日の未明に起きたビルに対する連続放火事件とされた事件です。事件としては3件あって、厳密に言うと2件が既遂ということで放火と1件が未遂ということで起訴されている事件ですけども、争点としましては、そもそも放火なのかどうかということが問題になり、放火だということになりましたら、その放火の犯人が被告人なのかどうかということが問題になった事件というふうに承知していますが、事件の内容や審理のことではなく全体的な感想でも結構です。2番さん、どういった感想をお持ちでしょうか。

2番

10年前ですか、通勤で毎朝内堀通りを車で通っていたんですけども、壁面に裁判員制度スタートという横断幕がありまして、それを毎日横目で見ながら、その当時報道されていた内容、聞いた話を考えて、当たったら大変だなと、どうしようと思いつながら毎日車で通っていました。でも、やっぱり当たることはなく月日が過ぎて、実際、去年、おとしですか、はがきが参りまして、正直、あっ、まだやっていたんだという率直な感想でした。当初は仕事が忙しくて参加できることはないのだろうと思っていたんですが、ある程度余裕ができて、興味本位もありまして、ちょっと行ってどんなものなのかということでお伺いして、当たらなかつたら当たらなかつたでそれでいいのかなと、とりあえず行ってみようという軽い気持ちで来てしまったんですが、実は11日間の拘束をされるということで、かなり、やっちゃったなと、来るんじゃないかと後悔したんですが、実際、全て終わって、やり遂げたときには、妙な、最後までやり遂げたんだという達成感が生まれまして、やってよかったなと最終的には思いました。

司会者

ありがとうございます。続きまして、同じ事件を経験されたということで、7番さん、お願いします。

7番

私も2番さんと同じ事件に携わらせていただいたんですけども、まさかこの意見交換会にまた同じ事件に関わった方と顔を合わせるとは思っておりませんで、今日ここに参りましてびっくりしたところなんですけれども。私も本当にそういう裁判員制度ということを経験したときには、一般の方もそういう権利とか、そういった裁判の犯罪に対する思いを伝えられるということには、とてもよいこととか、やはり泣き寝入りになってしまつて悔しく思つてしまつて終わつてしまう世の中にそういうふうに言いたいこともあるのにとつても方も大勢いらつしゃるのも事実だと思つてましたの

で、そういう制度はとてもよいと思ってましたが、まさか自分のところにそういった書類が届くとは思っておりませんでしたので、まず初めはびっくりして、自分が何かやったのかしらというふうに思うような気持ちで封を開けたのから始まり、またやはりどうしても都合が立たない方もおられたり、あと、やはり経験したい思いもあるんですけども、事情があって経験できない方もおられると思うんですが、これに当たって、その経験の内容にもよるんですけども、殺人事件の悲惨な内容だったりすると、恐らく拒絶して参加したくないというふうな気持ちが強くなるんだと思うのですが、私の場合は、幸いにも亡くなられた方がおられなかったもので、殺人事件ではないし、参加してもいいなというのは素直な気持ちでありました。いろいろと経験させていただくと、最初に思っていることと全然違って、やはりテレビやドラマで見るのとは違うんだなということと、ものすごく、やはり言葉を通して一つの犯罪を、できるだけ皆さんの意見を法律に基づいて繰り返し繰り返し同じことをさらに追及して述べていくというものというのは、ものすごく大変な時間と日数が必要であるものだし、やはり犯罪をした人も、加害者もそうですけど、同じ人間なので、それだけの時間を掛けて、的確な結果を出して、罪を償っていただくとか、そういうことになっていくものなんだと裁判の意味をすごく強く感じて、私はすごくよい経験をさせていただいたなと思っています。

#### 司会者

続きまして、4番さんが経験された事件は、強盗致傷と暴行という二つの事件がありまして、問題になりましたのは強盗致傷の方の事件が争われまして、被告人がその共犯者たちと、要するに一緒になって強盗をしたのかどうかということが問題になったんですけども、その前提としては、被告人が被害者とされてる方に暴行を加えたのかどうかということが問題になった、そんな事件だったと思うんですけども、この事件は強盗致傷は無罪という

結論になっているのですけれども、こういった事件を経験されて、全般的な感想で結構ですけれど、どのような感想を今お持ちでしょうか。

#### 4 番

一番最初の印象としましては、裁判員裁判の中では比較的軽い、けがもたしか2週間ぐらいだったか、軽いと言ってしまふとちょっと語弊があるのかもしれないですけれども、裁判員裁判の中では軽い部類の事件だったんじゃないかなと思っておりました。いざ参加してみると、ちょっと印象とかなり違って、検察官や弁護士側がかなり裁判員に寄せた話し方や資料の作り方というのを非常に感じました。ちょっと上から目線で言ってるようで失礼に聞こえちゃうかもしれないんですけれど、これは10年間やったことのためものなんじゃないかなと思いました。特に検察官側の資料が非常に分かりやすく、素人の私を含め、裁判員の皆も、もっと言ってしまふと誰が見ても分かるような資料作りを心掛けていただいたかなというのが伝わった資料だったと思います。事件全体を話し合うのは、裁判長が裁判員にかなり気を遣っていただいて、皆さんからの話を吸い上げていってくださったので、話も皆さん意見を通しやすかったといえますか、意見が言いやすかった環境を作っていただいたので、非常によかったかと思えます。僕も、今言っていたいた方同様、参加してよかったなと思うと同時に、よい経験をさせてもらったと思ったので、今回この場に参加させていただきました。

#### 司会者

ありがとうございます。続きまして、5番さんが経験された事件ですけれども、5番さんが経験された事件は殺人未遂ということで、ハンマーで殺害しようとしたということで起訴された事件です。争点は殺意があったかどうかということと、責任能力の有無で、検察官は心神耗弱ということで無罪ではないですよということを主張し、弁護士は心神喪失ということで責任が問えないですよと、そんなお互いの主張で問題になった事件でしたけれども、

医学的なことも問題になった事件ですけれども、そういった事件を経験されて、まずは全般的な感想でも結構ですので、御感想とかございますでしょうか。

## 5 番

私も自分が裁判員になるとはまるで思ってなくて、軽い気持ちで来たんですけれども、終わってみればやってよかったなというのが率直なところで、報道とかを見ていても、裁判があったんだ、こういう結果だったんだぐらいしか思ってなかったところを、ちょっと身近に感じるようになったというか、別の事件にもちょっと興味を持って、どういう裁判だったんだろうなとか思うようにもなりました。ただ、事件によってはちょっとトラウマになったりするようなこともあるのかなと思うので、私は幸い、その参加した事件は自分の家族に近いような年代の方が関係していたというわけでもなかったもので、そんなトラウマとかなかったんですけれども、人によってはちょっとつらいことも、もしかしたら感じるんじゃないかなというのが感想ですね。あと、自分以外の裁判員の方と、補充裁判員の方でやったんですけれども、それ以外の方だったらもしかしたら判決が違ったのかなと思うと、ちょっともやっとはしますけれども、よい経験ができたとは思っています。

## 司会者

ありがとうございました。続きまして6番さんですけれども、6番さんの経験された事件というのも、これも数が比較的多い事件で、五つの事件がありまして、ただ、五つとも共通しているのが性的な犯罪、いわゆる強姦罪で、そのうちの四つがその機会に強盗をしたと、そのような事件だったんですけれども、そういった事件で、問題点としましては、被害者の方と被告人の間でそういう性的な行為があったことだとか、現金を受け取ったということは争いがないんですけれども、そういったことが暴力とか脅迫で抵抗できないような、反抗を抑圧してと法律では言うんですけれども、抵抗できなくなっ



たような状態にした上でそういうことが行われたのかということが争点になった事件だったんですけれども、そのような事件を経験されて、どのような感想をお持ちですか。

## 6 番

私も裁判員になるというのは思ってもなかったというのが事実のところ、正直言ってできるのかなというのがまず思ったことでしたけど、やってみて、裁判長の方、裁判員の方、裁判官の方、すごくよい方で、みんなの意見をしっかり取り入れながら、すごくよい経験ができたんじゃないかなと思っています。ちょうど女性の被害者の方って、私の子供と同じような年齢なので、やはり親身になって、意見を聞きながらちょっとじんとする部分もあって、たまたま同じ裁判員の方で学生の方がいて、大丈夫と言ったら、いろんなことを経験したくて参加しましたと、でもすごくよかったと、やはり初めはちょっと不安があったんだけど、こういういろいろなみんなの意見を聞いて、すごくよい経験ができましたという意見もいただいたので、私としても今後裁判員になる方は、初めは絶対びっくりするか、何かできるのかなという不安はあると思いますけれども、やはり被害者の方も含め、被告人の方も含めていろいろな意見を聞いて、そういう経験をするにはすごくよいのではないかなと思いました。

## 司会者

ありがとうございます。では、最後になりましたけれども、8番の方ですけれども、経験された事件としましては殺人2件ということで起訴された事件ですけれども、そのうちのまず1件については被告人自身が被害者を殺害するという行為そのものをしたと認められるかどうかということが問題になり、もう1件については、被告人が殺害したというわけではないんですけれども、その殺害したということについて、一緒になってやったというふうに認められるのかということが争点になったという事件で、この事件も2件と

も無罪ということになっていますが、結論のところはともかくとしまして、そういった殺人事件2件という事件の審理を経験されて、どのような御意見とか御感想をお持ちでしょうか。

## 8 番

最初に通知をいただきまして、忘れた頃に選任手続の通知が届きまして、待合室で待っていて気付いたら、厳正なる抽選というふうな形で番号がまず最初に呼ばれまして、別の部屋に連れていかれて、気付いたら宣誓書を読まされていてというふうな状況でした。その後、実際に裁判に携わるようになりまして、中身を見させていただきまして。自問自答しながら参加をさせていただいてる中で、やはり被告人が殺害に共謀したというふうな、そういったところの中身というんですかね、それに被害者の家族の思いがあるということ、当時の裁判長の方に御説明をいただきまして、これはやはりしっかり審理に参加しなければいけないんだなというふうな思いでやりまして、結果、無罪になりましたが、またニュースの方で実際に上告はしないというふうな検察官側の部分も記事で見させていただきまして、11月の初旬から始まりまして12月末まで裁判所に通って、裁判が終わってからもやはりずっと自問自答しながら、この裁判に携わっていて間違いなかったのかどうなのかなといったところもずっと尾を引きずりながら、その結果を伺って、こういうふうに結論が出た中で、自分が実際に審理に関わってきたところというのは終わらせるようなことができたという、かなりそういったところでは、この裁判員裁判、始まってから終わるまで、二つの事件が絡んでいたといったところもあって、ちょっと長いなというふうな部分はありましたが、終わってからは、やはり世の中の方にこういった自分が経験したことを広報活動にお手伝いできたらなというふうな思いも芽生えるようなよい体験をさせていただいたというふうに感じました。

司会者

ありがとうございます。そうしましたら、今日のメインテーマに据えてまず審理の分かりやすさということができたのかできていないのかという辺りで御意見、御感想を伺っていきたいと思いますが、まず、今感想の中で出てきたところから引き取っていきますと、4番さんが資料は分かりやすかったというお話があったと思うんですけども、特に検察官の資料ということでしたが、具体的に何かこういうところがよかったとかはありますか。

#### 4番

12月に裁判員裁判に参加したので、今日資料を久々に見たんですけども、時系列とか、どういう犯行をして、この被告人がこういう行動をとったからこういう罪になって求刑はこういうふうになります、その求刑についても平均みたいなものを出してあったり、求刑のグラフみたいなものを付けていただいて、何年以上、大体このぐらいの罪だったらこのぐらいが過去の裁判でこういう結論になっているというものを見せていただいて、今回の事件は7年という求刑だったんですけども、こういうものが非常に分かりやすかったので非常に感心しました。この辺も裁判員裁判をやっているからこそ、こういった形になっていったんじゃないかなと思ったので、非常にこちらの方の資料ですとか、あと話していただいている法律用語とかいろいろとあったかと思うんですけども、それも分かりやすく言っていただいたかと思うので、非常に裁判員側に寄せた形で進んでいって、非常に審理がスムーズに頭の中に入ってきました。

#### 司会者

言葉を分かりやすく言っていただいたというのは、やはり検察官や弁護人がそういう分かりやすい言葉遣いをしてもらっていたんだと、そういうことですかね。

#### 4番

そうですね。はい。

司会者

4番さんから今そういう話があったんですけれども、ほかの方で、資料でそういった意味で分かりやすくて、こういったところがよかったですとか、言葉が分かりやすかったとか、逆の方向で、こういう言葉が分かりにくくて工夫してほしいとか、資料のこういうところが分かりにくかったとか、同じ方向でも結構ですし、逆の方向の何か御意見だとか感想をお持ちになられる方とかいらっしゃいますか。

8番

4番さんと同じように、検察官の方々の資料というものがとても大きいA3の紙で作っていただいて、とても分かりやすかったところなんですけど、ちょっと違わせて、逆に細か過ぎて入ってくる文字が多過ぎるといったところがありまして、なかなかちょっとかみ砕くのに時間が掛かってしまったかなど。審理の時間も限られてる中で、話をお伺いしながら、あとその資料にも目を通さなければいけないというふうに、個人的にはそういうふうに思ってしまったので、ちょっとその資料のボリュームというのは若干抑えていただけるとよかったですかなど。逆に、ちょっと言いづらいんですけれども、弁護人側の方が今度は粗くて、情報が若干ちょっと少ないかなというふうな感じは受けました。

司会者

簡にして要を得たというのがどれだけ難しいかということなのかもしれませんが、片方は詳し過ぎて片方はちょっと簡単過ぎたかなど、そのような感じでしょうかね。

8番

そうですね。

司会者

言葉遣いの点、あと資料の情報量の問題でも結構なんですけれども、ほか

の方で、何か特に御自分の経験された事件で印象に残ったこととか感想を持たれたことはありますか。今、大体、発言された皆さんは、目の前で検察官・弁護人が、自分たちの主張、意見を述べる場面で、手元には書面が配られていたということなんでしょうか。ちょっと毛色の変わったもので言いますと、6番さんが経験された事件が、弁護人の意見が文章だけでずらっと、ページ数としては39ページぐらいあるんですけども、これはこれで別にそんなに違和感はなかった感じですかね。

#### 6番

弁護人も実際的にはしどろもどろ、もう何か、弁護はしているんだけども、何か半分諦めじゃないけれども、同意があつてとはいうものの、中では同意なんかないよなと分かっているながら言葉で出しているような雰囲気だったので、ちょっとその辺が、この弁護人やる気あるのかなというのを感じた部分ですね。あと、量刑グラフは参考になりました。

#### 司会者

今度は、証拠調べです。書類を読むのを聞いたりだとか、写真を見たりだとか、事件によっては画像を見たりだとか、あるいは証人が出てきて質問されて答えるのを聞くとか、あと被告人からお話を聞くという場面があったと思いますけれども、この点で何か分かりやすい工夫、こういうことが分かりやすかったとか、こういうところが分かりにくかったとか、後で裁判官から一から全部証拠の内容を説明してもらいましたとか、何かその場では理解できなくて裁判官あるいはほかの裁判員の方にいろいろ教えてもらうことになってしまいましたとか、何かそういったところで御経験だとか御感想みたいなどころは何かありますでしょうか。

#### 4番

感想というわけではないんですけども、ああ、そうなんだと思ったことが、検察官が出した証拠が結構な枚数の写真がありまして、暴行事件だった

ので暴行された傷痕だとかあざだとかというのが結構全身に多岐にわたってありまして、それを一枚一枚写真に撮ったのが結構何枚も並んだんですね。その並んだのを裁判長が、いや、こんなに要らないでしょうと、こんなに要らないから、ここからここまでは要らないからこれだけでいいよというような形で言っていたんで、ああ、そうなんだ、こんなものなんだと思って、後で裁判長に質問したら、こんなにひどいことをされたんだというのを分かってもらうために、どうしても資料が多くなってしまうという傾向にあるとおっしゃっていたので、僕の場合は暴行だったんで、青あざとか靴の踏まれた痕ぐらいが体に残ったんでそんなに問題なかったんですけども、殺人事件とかの傷口だったり凶器だったりというのがこれだけ並ぶと結構きついでろうなと思いましたね。

司会者

ちょっと違う話なんですけれども、1番さんが通訳が入っていたので分かりにくかったかなというようなこともおっしゃっていたんですが、いろいろな外国の方で関係者も多数なので、何かそういったことで登場人物の名前で、この人は誰だとか、混乱したとか、そういうところはあったんですか。

1番

そうですね。日本の方じゃなかったんで、やはり名前を言われても、この人が誰だったというのが頭の中で整理ができなかったんで、何かそういうものを分かりやすくまとめてくださった図みたいなものがあれば、確かに理解はしやすかったかなとは思います。

司会者

そういう何か登場人物一覧表とか関係図のようなものはなかったんですか。

1番

途中からたしか出てきたような気がするんですけども、最初の方の時点ではまだ事件全体の概要とかも分かっていなくて、事件が幾つかに分かれて

いたので、どの話がどの事件だったのかなどもよく分からなくなっちゃって  
る部分はありました。

司会者

そういった意味でも、登場人物が誰かというのは、名前と実際に出てくる  
人のひも付けというか、関連付けがなかなか難しいし、事件の数も多いとい  
うことで、事件自体なかなか複雑な事件だったとは思うんですけども、法  
廷での審理が終わった段階ではちょっとのみ込めなかったようなことをおっ  
しゃっていたんですけども、何かほかにこう考えようみたいなものは何か  
ありますか。

1 番

最初の方は、弁護人も検察官も一つ一つの質問の時間が長くて、途中から  
裁判長の方が短くやってくれという話をしてくださって、短くなっていった  
んですけども、長いとこちらも裁判員としても聞くのに慣れていないわけじ  
ゃないので、頭が疲れてしまってどういう話だったのかがよく分からなくな  
ってしまうのと、途中から短くやってくれと言って短くできるということは  
無駄な話が多かったということだと思うので、その無駄な同じ話を何回も聞  
いたり、関係ないところを聞いていたりというのが多かったので分かりにく  
くなっていったんじゃないのかなというふうに思いました。

司会者

そういった何か無駄な情報が多かったんじゃないかとか、逆にこういった  
情報がもうちょっとあったらよかったんじゃないかとか、そういったことは  
ありましたか。

2 番

事件の性質から、ちょっと防犯カメラのビデオとかそういう資料しかなか  
ったというところがあるんですけども、実は弁護人側も検察官側も証拠に  
なり得ないような証拠の提示をしてきて、実際、何のためにそれを審理して

いたのかなと疑問に思ったところが若干ありました。

司会者

それはやはり最終的にも関係なかったなという感じになりましたか。

2 番

証拠としては関係ないんじゃないかなという。

司会者

法廷でそういう証拠を見たり聞いたりしているときも、何でこれが関係あるのかなと、こんな感じだったんですか。

2 番

そうですね。それに携わった警察官の方もいらっしゃったんですけども、最終的な詰めがちょっと落ちているのかなというところがありました。

司会者

ほかに何か情報が多過ぎたんじゃないかとか、逆に少な過ぎたんじゃないかとかはありますか。

5 番

私が参加した事件は、やったかどうかの事実は争ってなくて、被告人の方が責任能力があったかどうか、そこが争点だったので、やったこと自体に対しての争いがなかったの、そこはもうちょっとスピーディーにできたんじゃないかなと。証拠とか並べるのも、こういうことがあったよと示すのも大事だとは思いますが、そこが論点ではなかったの、もうちょっとそこはスピーディーにやって、別の責任能力の点について時間をもうちょっと置いてもよかったのかなという感じはしました。

司会者

ちょうど今5番さんが発言されましたので、若干その事件に関係するところで、先ほど医学的なのということで、精神的な医学の話が問題になった事件だったと思うんですけども、判決を読みますと、要するにそういう殺害行



為をするという動機というんですかね、そうする原因として妄想の影響が大きかったのか、その人の本来の正常な部分がどれぐらいあったのかみたいなことで結論が決まっているように思うんですけれども、そういう妄想の影響が大きかったのかどうかとか、そういう枠組みで考えていくんだということは、一番最初の検察官・弁護人のプレゼンテーションの段階から大体そういうことで考えていくんだなというのは頭に入ってる感じでしたか。

5 番

裁判に入る前に評議室で裁判長の方から、ここが論点ですということをびしっと言われていたので、分かって入ったんですけれども、もちろん検察官の方と弁護人の方のお話を聞いて、ここが論点なんだということはよく分かりました。言葉も分かりやすかったですし、説明もすごく理解できましたし、そこは裁判員に配慮していただいているのかなというのは感じました。

司会者

あと、精神科医の先生が証人で来てお話しされたと思うんですけれども、それは分かりやすかったですか。

5 番

そうですね。資料がすごく分かりやすくて、その精神科医の先生の作ったプレゼンの資料が、量は多かったんですけれども、すごく分かりやすくて、その資料を結構皆さん参考にされていたところがあって、どちらかというところ、検察官とか弁護人の資料よりもお医者さんの資料の方が見てる時間が多かったです。

司会者

資料というのは、何かパワーポイントの資料のスライドみたいなものを打ち出したものですかね。

5 番

そうですね。それをプリントしたものです。

司会者

そういった意味で、専門家の人が証言していただいたという意味では、2番さん、7番さんが経験された事件も、放火かどうかというそういう原因の、火事の専門家という方と、あともう一つは画像で、顔が似ているかどうかということ証言した専門家の人がいたと思うんですけども、7番さんは、そういう専門家の人の話というのは法廷で聞いていて分かりやすかったですか、それともやはり何か専門家の話だから分からないのか、どうでしたか。

7番

やはり専門的な説明でやりますので、それをそういうふうにつけて見ていくんだなという知識としての勉強にはこちらは逆にになりましたけれども、果たして、だからこそ、その内容とこの人が同じかと言えるのかという説明の最終的なところになると、ちょっと、うーんと思ったりする部分はありました。それ専門だという説明のことなので。

司会者

何か専門用語が出てきて分からなかったとか、そういうことはなかったですか。

7番

それは裁判官の方が質問してくださったりして、ここの部分はどういう書面にというようなことも分かりましたので。

司会者

法廷で裁判官が専門家の人に質問したのを聞いて分かったと、そういうことですか。

7番

はい。そういう場面もあったかと思います。

司会者

その専門家の方、火事と、あと顔が似ているかどうかという辺りで、2番

さんはどうですか。

2 番

火災については普通に理解できて、消防官の方の意見は、そのまま素直に受け入れられたんですけども、写真の画像解析の方の、ほかの写真もちょっとやってくれたらよかったのになという、ある程度の写ってる場面があるんですが、その中の特定の映像だけを見て解析をしてという情報をもらったんですけども、こちらの写真もできたんじゃないのというようなところが何点かありました。

司会者

何でこちらの写真は比較しないのかなというのが気になったと、そういうことですか。

2 番

はい。

司会者

何かそういう疑問というのは、やっぱり法廷で証言を聞いているときには難しく、後で振り返りながら思ったということですか。

2 番

そうなんです。そのときになかなか言えなかったのが、今になって終わってから後悔してるんですけども、なかなか言いづらくて。

司会者

言いづらいというのは、そういう疑問があったんですけども、その場で質問しにくかったということですか。

2 番

雰囲気のにまれていたんでしょうかね。振り返ると、このときこのことを聞いていればよかったなとかというのを実際後になって思い浮かべることはありました。ただ、評議の中では、裁判長、裁判官の方々とは普通に会話が

できていたので、法廷で質疑応答のところがやはりなかなか実践できなかったのかなと思います。

司会者

今まで出てきたところでトラウマみたいな話があったと思うんですけども、私も全部の事件の証拠を全部見ているわけではないので、証拠の内容自体は分からないのですが、1番さんの事件でも暴力を振るっている場面の動画のデータみたいなものが何かどうも判決を見ているとあったような感じなんですけれども、何かそういうのはちょっとどうかなとか、そういうのはありましたか。

1番

そうですね。事前に動画があるという話を聞いていて、実際動画で編集してあって本当に見れないような部分とかはカットしてあったと思うんですけども、私が見た部分では、確かに普通の感覚からすればすごいことをやっているなという動画ではあったんですけども、特にトラウマになるとかいうレベルのものではなかったというのと、余り現実感がないなというふうに感じてしまう部分はありました。

司会者

6番さんの事件は、そういった意味で動画みたいなものが結構ポイントになっている事件だったのかなと思うんですが、そうでもなかったですか。

6番

一瞬顔だけで、あとは動画は女性の関係なので、報告というか取られましたという。

司会者

それぐらいでしたかね。

6番

ええ。

司会者

先ほど5番さんが、何かその身近な人がみたいなのは、先ほどの現実感みたいなのところにつながってるんですか。要するに、何かその人の立場にすぐ身近に感じて現実的なものを感じると、やはり何かきつく感じると、そういう趣旨だったんですかね。

5番

そうですね。子供がいるんですけれども、やはり自分の子供と同じ年代の人が被害者だったりとか、自分の親に近い年代の人が被害者だったり加害者だったりとかすると、ちょっとそういうのは証拠としてとか、余りにも身近に感じてしまい過ぎると、裁判員をするのがつらい人も出てくるんじゃないかなという感じがしました。

司会者

あとは何か法廷で証拠を見たり聞いたりして、何でこの証拠を見たり聞いたりしているのかなとか、この人の話を聞いているのかなとか、あるいはもうちょっとここを聞いてくれればいいのかというの、何か思われたことはありますか。ちょっとまた私の方から振ってしまって申し訳ないんですけれども、8番さんの事件というのは、何と申しますか、手紙が信用できるかどうかという話もあるんですけれども、いろいろな状況から被告人が殺人に関わっているのかということ、状況から推理していくという、そういう事件だったと思うんですけれども、そういうつながりというのは、法廷で証拠を見たり聞いたりしているときによく分かりましたか。それとも何でこれが関係しているんだろうというのがありましたか。

8番

そうですね。まず、証人の方々がいらっしゃっているところというのは理解できたんですけれども、私たちも話を伺ってみたいと思う証人が突然ちょっとスケジュールから外れてしまったりといった部分も当初ありまして、

あと証拠といいましても、事件があったのが20年前近い部分になってますので、山林に死体を遺棄したとかというお話しいただいたとしても、ほぼほぼ白骨死体で、起訴状の内容的な部分というのも、殺意を持って絞め殺したというふうに言うんですけれども、そういったところというのは医学的な部分でももう立証できないというふうな、そういった案件だったものですから、なかなかちょっと難しいなという。ただ、その中でも証人の話を伺って真実はどこにあるのかなというふうなのは、当時の裁判員、補充裁判員のメンバーと話し合いながらいろいろと検証していったという記憶はありますね。

司会者

私がいろいろと拝見していて何か興味のあることばかり質問しているような感じになってしまって申し訳ないんですけれども、6番さん、五つの事件があって、五つの事件ごとに証人の人の話を聞いて、それに対する被告人の言い分を聞いて、また別の事件の証人の話を聞いて、被告人の話を聞いてと、そうやって一まとまりごとにやっていきましたよね。それは割と行われることがあるんですけれども、今回の予定表を見ていましたら、前の日の午後に証人の人の話を聞いて、その翌日の午前中に被告人の言い分を聞くということで、証人の人の話を聞くのと被告人の話を聞く間にちょっと一晩時間がある予定になっていて、このような予定でよかったですか。要するに、午前中に証人の話を聞いてすぐ被告人の話を聞く方がよかったのか、一晩あけて翌日に聞く方がよかったのか、についてはいかがですか。

6番

私としては話を聞いてすぐにではなく、冷静に考える時間のことを考えるとやはり次の日の方がよかったかなというのがありますね。

司会者

いろいろと考える時間があってよかったという、そんな印象ですか。

6番

そうですね。あとは検察官の女性の方が突っ込みというか何か事細かく聞いて、あそこまで聞いてかわいそうだなというのがちょっと半分あったんですけどね。

司会者

それは、かわいそうなのは証人の方ですか、被告人の方ですか。

6 番

こういうことがありましたよねと言うんじゃないくて、具体的にどうでしたかということを手細かく言わせていて、何かかわいそうだなという。

司会者

被害者の方にですか。

6 番

はい。ちょっとそれは感じました。

司会者

話題事項ということで皆さんにお配りしたのものにも書いてあることなんですけれども、検察官・弁護人のプレゼンテーション、今回の事件はこう見るんですという意見を聞いた後の段階、要するに、評議に入る前の段階で、法廷で見たり聞いたりした証拠の内容を理解して、それぞれの事件で問題になっている争点について、100%完璧な意見じゃないかもしれませんが、とりあえず自分の意見はこういう意見かなと、言えるような状態になっていたでしょうか。要するに、評議に入る前に、評議に臨むときに、自分なりの暫定的な意見ということでもいいんですけれども、とりあえず自分としてはこう考えるみたいな意見が言えるような状態になっていたかどうかという辺りはどうだったでしょうか。では、8番さんからでいいですか。

8 番

法廷から戻りまして、結構いろいろと裁判官の方々が、いろいろと、法廷内でのあれはこうでしたよ、ああでしたねというふうなところを裁判員に伝

えていただけているところもありまして、その部分で結構ざっくばらんに話しやすい環境を作っていただいていたところもあるので、私もそうですし、ほかの裁判員の方々も自分の御意見といったところはかなり言いやすい環境であったというところです。

司会者

それは、法廷での手続が終わる前の段階でも、その日その日で終わる度にいろいろ、こういうことですねみたいな話があったので意見が言いやすかったと、そういう趣旨ですか。

8番

そうですね。法廷から評議室の方に戻ってその場でもお話しさせていただきましたし、その日の法廷全て終わった後、その部分でもいろいろと振り返りじゃないんですけども、そういったのは裁判官の方がお気遣いいただいてやっていたと。

司会者

その日ごとにということですね。

8番

そうですね。はい。

司会者

分かりました。ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

7番

私も8番さんと全く同じ状況で、法廷から帰ってきて、また振り返ってお話を評議室で裁判官の方がおっしゃっていただいて、今のこういう内容についてお話ししましょうという形の状況を作ってくださいなのがとてもお上手でしたから、特に意見が言いにくいとか言いづらいということは、自分自身の気持ちとかそういったものはありましたけれども、皆さんのそれぞれの御意見を、そのときそのときで必ず御意見が出てくるような環境になっていたか



と思います。

司会者

言いやすい環境だったんだと思うんですけども、7番さんは法廷で証拠を見たり聞いたりするのが終わった段階で、御自分なりの意見というのはちゃんと持つことができた状態にはありましたか。

7番

持つことができました。

司会者

もちろん評議で変わったりすることはあったかもしれませんが、持てたということだけでいいですかね。

7番

そうですね。この間の考えと今日は違うなというふうな捉え方に考え方が変わるときもありましたけれども。

司会者

6番さんはいかがでしょう。

6番

裁判長の方、裁判官の方、部屋に戻ったときに、もっと気楽にやろうよと言っていて、お茶を飲みながら、談話みたいな形で、みんな意見が述べやすいような雰囲気を作っていたというのがすごくありがたいなと思います。

司会者

いい雰囲気の中で、6番さんも一応、法廷から帰って最初の意見を何か言わなきゃいけないというか、評議に臨むときに、自分なりの御意見というのは一応作れている状態ではありましたか。

6番

自分なりの意見は持たせていただきました。

司会者

5番さん、いかがでしょうか。

5番

私も皆さんと同じで、それぞれその日の裁判が終わった後に少し、分からないことがないように裁判官の方がこういう内容でしたねということを書いてくれたので、意見も持ちやすかったし、言いやすい雰囲気をもすごく作っていただいたので、皆さんの意見を拾っていただけるような雰囲気にしていただいたと思っております。

司会者

同じ質問になるのですけれども、言いやすい雰囲気の中で、やはり法廷での手続が終わってこれから評議というときに、もちろん評議でいろいろと意見が変わったりすることはあると思うんですけれども、とりあえず最初の段階で5番さんなりにこの事件で問題になっているところについて、有罪か無罪かとか心神耗弱か心神喪失かとか、自分なりの意見というのはお持ちになっている状態ではありましたか。

5番

そうですね。疑問がないように全部かいつまんででも説明していただいたというのもあるので、自分なりの意見は持てました。

司会者

4番さん、同じ質問ですけど、法廷での手続が終わって評議に入る段階で、自分なりの意見というのは一応持てた状態だったかどうかというのはどうでしょうか。

4番

私も皆さんがおっしゃられたとおり、終わってから分からないことがあったら、裁判長、裁判官の方に聞いたりしながら、僕以外の方もいろいろな、ちょっと言いづらそうにしていたり、ちょっといまいち腑に落ちてないかな

という方の意見もすくいとっているようには感じました。裁判長が皆さんの意見をすくいとって、分からないことや疑問に思っていることを全てその日に解決していたような印象があります。

司会者

その日ごとに今おっしゃられたようなことがあったので、法廷での手続が終わっていざ評議に行ったときにも、自分なりの意見は持っていたのかなど、そんな理解でよろしいですか。

4 番

そうですね。はい。

司会者

2 番さんはいかがでしょう。

2 番

審理が進んで、ストレートに自分なりのシナリオを作ってしまったって、もう結論は初めから出していました。逆に、自分にブレーキを掛けなきゃと思ったぐらい。

司会者

いずれにしましても、法廷での手続が終わった段階ではもう自分なりの意見は持っていたということですね。

2 番

持っていました。

司会者

1 番さん、いかがでしょう。

1 番

どちらかといえば、審理が終わったときには、自分の意見を発言できる状態だったかできる状態じゃなかったかといえば、できる状態だったんですけども、結構まだ自分の中で曖昧な部分が多かったかなという感じではあり

ました。

司会者

結論を悩んでいることもあるとは思いますが、悩んでいるポイントというのは自分なりにはつかめている感じでしたか。

1 番

そうですね。悩むポイント。

司会者

みんながこう考えるんだったらこっちの線だろうとか、そういうポイントみたいなところは何かつかめていましたか。

1 番

そうですね。みんな周りの意見とかを聞いて、そこはこういうことだろうという証明ができるということになれば、そういうことになるんだろうというところは理解している状態ではありました。

司会者

自分なりの疑問点は、迷っていても、ここで迷っているんだというのは何となくつかめていたということによろしいですかね。

1 番

そうですね。はい。

司会者

すいません。今日来ていただいている検察官の方、弁護士の方、ちょっと質問時間が短くなってしまったんですけれども、何か御質問ありましたらどうぞ。

小泉検察官

こちらとしては、証拠をある程度厳選して出しているんですけれども、裁判員の方から見て、検察官側が出してる証拠の量がちょっと多過ぎるんじゃないかとか、あるいは逆にちょっと少ないんじゃないのかとか、こういった

証拠を出してほしいみたいな要望みたいなものはありますか。

司会者

いかがでしょうか。途中で若干出ていましたが、証拠が多過ぎたんじゃないかとか、証拠をもうちょっと出してほしかったとか、そういうことですかね。

小泉検察官

そうです。

司会者

それぞれ事件が違いますので、何か特に感じられたものがあつたということがある方、何か御意見をいただけますか。

4 番

僕の事件の場合は外国人が大勢出てきまして、外国人の方なので名前を覚えるのも一苦労、1番さんと同じような形で名前を覚えるのも一苦労だったので、検察官側からいろいろな方の写真の中で5番が誰々、6番が誰々とかいういろいろな、大勢の外国人の方の写真があつて、ここは誰々でここは誰々でと関係ない人もいっぱい写っていたんですよね。ちょっとそういった形で関係ない写真も多かったので、できれば名前と写真を分かりやすいような資料作りをしていただけると、外国人などのこういった裁判だと、僕らにはスムーズに話が落ちてくるかなと感じました。

司会者

ほかの方、何かございませんか。

小泉検察官

検察官の質問について細かいという、そこまで聞くのかというような御指摘が出ていたかと思うのですが、証言される方がかなり詳細に述べられることで、この人の言っていることはやはり本当なのかなというような感じを受けるといったことはないのでしょうか。

6 番

やはりその辺、真実味はあったんですけれども、泣いてる女性だったので、やはり、こうでしたよねというぐらいならいいんですけれども、事細かくというのはどうかなというのちょっと私は思ったところです。

司会者

ほかに何か検察官の尋問の仕方、細か過ぎたとか威嚇的じゃないとか、逆に優し過ぎるということもあるかもしれないんですけれども、いかがでしょうか。尋問の仕方、何か感想みたいなものはありますでしょうか。

1 番

そんなに大したことじゃないんですけれども、弁護人の質問に対して、それは誘導じゃないですかみたいなことで検察官の方が突っ込み過ぎていて、いや、それは大丈夫だからというのを裁判長から別にそれには当たらないと言って止められている機会が多かったというのがありました。

司会者

必要のない異議を出しているんじゃないかということなんですかね。

1 番

はい。

司会者

では、森岡弁護士、御質問をどうぞ。

森岡弁護士

では、弁護人の方から質問させていただきます。同じところに私も関心を持ちながらお聞きしていたので似た質問になってしまうかもしれませんが、1番さんが御指摘された、これは検察官の場面だったと思いますけれども、弁護人も同じだと思いますが、短くしてと言われて短くできるんだったら無駄な質問だったんじゃないかというところはすごい御指摘だなと思ひまして、あとはもう何人かの方が、ちょっと関係のない証拠が出てきたとか、あとは

責任能力がテーマなんだから、それ以外のテーマではないところはもう少しスピーディーにボリュームを下げてという御意見もあったかと思います。恐らくそのめりはりというか、その証拠の必要性ということの問題で、検察官としては立証責任を負っているのです、これも立証しとこう、あれも立証しとこうと思うし、弁護人としては、この事実も聞いてほしい見てほしいと思って、ついつい多くなってしまうことがあると思うんですよね。その場合に、本来はシンプルに必要なものだけを厳選すればよいのかもしれませんが、そうではなくてやはりこの事実も重要だと当事者が考えているときに、これはこういうことを証明する証拠なんですよというようなちょっとしたプレゼンテーションがあると、これまた違うのか、皆さんのときにそういうものがあったのか、あるいはなかったとして、そういうものがあればもう少し分かりやすかったかなというふうに考えられるのかというようなところをお聞きしたいと思います。

#### 司会者

質問の趣旨はお分かりですかね。要するに、これから証拠として出そうとしていることが何を指そうしているのかという簡単な説明みたいなことが冒頭にあったら、もうちょっと、必要ないんじゃないかとか何でこれが必要なのかなという疑問を持たないで、何で意味があるのかなというのがより腑に落ちたんじゃないかと、そういうふうに思われますかということで、この辺はどうでしょうか。

#### 1 番

そうですね。私のとき、そういうふうに何でこれを聞いてるんだと思うことが多かったのですが、実際問題、聞くときに弁護人とか検察官が、こういうことのために聞いていますというような聞き方ができるのかどうかというのは分からないんですけども、そういう聞き方ができるのであれば、そういうふうに聞いていただくことで裁判員としてはこういう論点で話を進めていっ

ているんだなということが分かって、無駄な話ではないのかもしれないというような感覚を持つこともあるとは思いますが。

森岡弁護士

その場面は、多分その言えるかどうかというのは主尋問か反対尋問、つまり先に質問をするか後に質問するかによっても変わってくるかと思うんですけども、それはだから主尋問の場合に、つまり検察官側の証人を検察官が質問するとか被告人を弁護人が質問するという先にやる方ですね。その場合に、これからこういう話を聞いていきますみたいな、そういうようなアナウンスみたいなものは特になかったですか。

1 番

そうですね。全くなかったわけではなかったんですけども、基本的にはそういう前置きがなくて質問をするということばかりだったので分かりづらいなというふうに感じました。

森岡弁護士

もう一つ、お聞きしていてすごく関心を持って聞いていたのは、毎回、法廷に戻る度に裁判官がこういう説明をしてくれた、裁判官とみんなで話し合っただけでこういうふうになったというところですけども、それは、御自分の意見を持てましたかという質問だったと思うんですが、その持った御自分の意見というのは、裁判官から説明を受けて、悪い言葉で言うと誘導されてしまったとかいうような受け止め方にはなっていないか、ディスカッションを通して御自分で自分の考えとして意見が出てきたという感じなのかどうかをお聞きしたいです。

司会者

そこで自分がどういう御意見だったかと言わなければ、そういうちょっと、いつの間にか裁判官の何か一定の方向に、分かりやすく言うと誘導されたんじゃないかということはありませんかという御質問なんですけども。



#### 4 番

今の質問なんですけれども、僕も非常に感じてまして、一番最初に参加したときから、ちょっと一番最初の例えば初日、裁判長と裁判官、皆さんと少し話したときから感じたのが、非常に出来レース感がありまして、何かこのゴールに向かって全体は行っているんじゃないかなという思いがすごく強かったんですね。結局のところ僕らは素人なので、その素人が意見を出し合うというのは重要なんですけれども、法律のことに関しては何一つ分からない中で話してる落としどころみたいなものは、裁判長が誘導していった部分は非常に感じはしたんですけれども、それは誘導されているなというよりは、こういうルールの下で裁判というのは行われているのでという大きな流れを作っていたという感じがしたので、新聞社さんからアンケートとかいただいたときに、ちょっと出来レース感があったと書いたりもしたんですけれども、その出来レースというのは非常に嫌なものではなく、こういうものだと、やむを得ないといいますか、そういったある程度の決まったルールに基づいて話し合っただけ大きな流れを裁判長が作っていたというのでいいんだと僕は最終的には思ったんで、一番最初はちょっと出来レース感があるなという印象でしたけれども、それが最後は好転して、いい印象には変わりました。

#### 司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

#### 8 番

今お話にあったような誘導されているという感には正直ないような状況でディスカッションしている。ただ、4番さんの話もお伺いしていて、結果、落としどころに持っていかなければいけないというところもありますので、評議の部分ではやはり法に基づいて、あとは法廷内で見聞きしたもののみで判断するといったところでは、やはり私たち素人なので、法の専門家の方であ

る裁判長がやはりある程度着地点を導いてくれたというところは感じました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

6 番

私は、被害者の方、被告人の方、弁護士、検察官の話をいろいろと聞いた中で、誘導というようなイメージは全く持ってなかった。ただ、自分の意見として、やはり悪いことをしたんなら認めてちゃんと罪にとってというのが私の意見だったので、誘導ということは全く私は感じなかったです。

森岡弁護士

特に専門的な証人が出てきている 2 番さん、7 番さん、5 番さんは、いかがでしょうか。

2 番

今まで私が生きてきた人生の中で経験したこと、見てきたことを踏まえて、審理を見て自分なりのシナリオを作り、こういうことなんだろうということまで話を進めていきました。その中で言葉の使い方とか言い回しがどう説明しているのかとか分からない部分が多々あって、その中で裁判長がこういうことなのかなとかそういう質問のやり取りの中で、あっ、そういうことですよというようなやり取りはあったので、うまいこと話をまとめてくれたなという印象はありました。

司会者

5 番さん、7 番さん、専門家の人の話のところではいかがでしょうか。

5 番

私も誘導されたというふうには感じてないんですけども、もちろん裁判がその日その日に終わった後に裁判長からその総括みたいなお話はありますけど、ここで皆さんの意見はまだ聞かないので、評議の場で聞くのでまだ聞きませんということで、そのような誘導されたようには感じてないんですけ

ど、ほかの裁判員の方の中でも、着地点については同じような雰囲気だし、結局のところそこに落ち着いたので、法律の範囲の中でそういう流れになってしまうのかな、しょうがないのかなという気はしてます。専門家の方のお話、法医学のお医者さんと精神科のお医者さんとが出てきたんですけど、私も一番重要だと思っていた証言について別に誘導されたかなという感はなかったです。

司会者

7番さんはいかがですか。

7番

私も同じく誘導されるというふうに思ったことはないんですけども、結局、最終的な結果のお話のところは、やはり心の中で想像しているとおりだったなとかという感じに共通する部分もありましたので、それは上手に、何というんでしょう、いろいろな方面の考えを、裁判長だとか裁判官さんの方々の御意見も含めていろいろな意見が出るんですけども、結局はたどり着くお話は同じというふうな形で、誘導されたわけではなくて、自分のぶれない気持ちは持っていましたので、ただ結果が一緒だったなというふうに思うところでありました。

司会者

では、最後に、今日出席された皆さんから、これから裁判員をやっていただく方や、我々裁判官や検察官や弁護士に向かって、何か望むことやメッセージがありましたら伺いたいと思います。1番さんから順番でお願いします。

1番

まず、裁判の中身的なことに関して言いますと、恐らく裁判員向けに分かりやすいようにやってくださっている部分があるとは思うんですけども、資料の作り方とか、弁護人の方って基本的にA4の紙に文章の羅列というのが基本だと言われて、私のときもそうだったんですけども、結構分かりづ

らい面があるので、裁判員裁判のときにもう少し資料の作り方だったり、その辺りを分かりやすくしていただけたらなと思います。あと、制度的な面なんですけれども、どうすることもできないかとは思いますが、裁判員候補者に選ばれたという通知が裁判所から届くときに非常に驚くので、どうか対策がとれれば。何回も、裁判員候補者に選ばれたという通知と、選任手続のお知らせの通知と、今回の意見交換会というときも毎回裁判所と書いてある封筒が届くので、それで何かをして呼ばれたのではないかという不安に駆られるので、何か対策がとれるのであればとっていただきたいなということと、あと裁判員に選ばれた人に対して、どの程度まで公表していいのかなという部分が特に入っている資料に書いていなかったの、裁判員候補者に選ばれたということは言っているのかとか、裁判員裁判に実際選ばれたときに、SNSとかでは駄目だというのは当然なんだろうけれども、知人に言っているのかとか家族に言っているのかとか、会社にどのレベルまで通知しているのかということを具体的にある程度示していただけたらありがたいかなと思います。

司会者

ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

2番

これからも公正なジャッジを皆さんにしていきたいなと。そのことに携われて非常に有意義な時間を作れたと思っています。

司会者

ありがとうございます。では、4番さん、お願いします。

4番

裁判員裁判について、法曹に望むことだと、裁判員裁判をこれからもやっていかれると思うんですけれども、やはり国民、我々もそうなんですけれども、負担がかなり大きいと思うんですよね。僕の事件ですと大体1週間仕

事を休んで参加するという事になったんですけれども、やはり会社を1週間休むというのがかなりきつくて、なかなか調整が利かなかったのをちょっと無理に会社をお願いして参加したんですけれども、その1週間というのが、事件によって様々だとは思いますが、ちょっと負担が大きいので、そこを是非とも半分ぐらいに縮めていただきたいと。先ほどの話になっちゃうんですけれども、資料を少なくするですか、今後、外国人の犯罪が多くなるかとは思いますが、通訳の問題ですか、通訳が結局、その人がしゃべって通訳が日本語にしてと2倍掛かってしまうので、是非ともそこら辺は同時に通訳していただくとか、工夫をしていただいて時間を短縮していただければ、もっともっと参加者が増えていくんじゃないかなということと、あと裁判長、裁判官の方と一緒に昼食を食べるんですけれども、その昼食を食べるときに何げない会話の中で事件のことが聞けたり、その後の事件に対する話が円滑に進んだりということを非常によく感じたので、これを是非とも続けていただきたいと思いますなと思いました。

司会者

では5番さん、お願いします。

5番

やってみて私は負担だなというところもあるんですけれども、日数は7日とか8日程度だったので、私は調整が利いたのでよかったんですけれども、これがやはり調整が利かない人とかも多いと思うので、裁判員をやる方が偏るといってか限られてしまうので、もうちょっと日数を短くとか時間を短くとか負担を少なくすると、もうちょっと参加できる幅が広がるのかなと思いました。ただ、当たったら是非参加してくださいとは周りには言ってます。

司会者

では、6番さん、お願いします。

6番

国民の義務ということで、選ばれたら私はやろうというふうに思っていたんですけれども、中にはやはりアルバイトで日雇いで、今日お金くれますかとか、やはり大変な人もいますので、その辺も加味しながら何か選べれば、拒否できないというのも基本的にはあるんですけれども、何かその辺をちょっと考えていただければと思っております。でも、今回は本当によい経験をさせていただいて、私はとてもよかったなと思います。

司会者

ありがとうございます。では、7番さん、お願いします。

7番

裁判所から届く、先ほど1番さんがおっしゃっていた書類の封筒は、もっと柔らかい感じで開けやすいような雰囲気のあるものになっていったらうれしいなと思うんですけれども。それとあと、お休みがなかなか取りにくいお仕事関係の方には本当に気の毒に思いますので、そこら辺は会社側の方にもお休みしやすいようなそういう状況作りというのが、選ばれたらこれだけの日数が休めるよというような、そういった何か変わっていくような世の中になればいいななんて思ったりしています。私はすごくよい経験でしたので、ありがとうございました。

司会者

では、8番さん、お願いします。

8番

そうですね。裁判自体の方では検察官側の方とあと弁護士側の方、資料とかお作りになったりとかするのは結構大変な作業だとは思いますが、これからもやはり裁判員裁判を続けていく中で、分かりやすい資料の作成をお願いできたらなというのと、あと文字ばかり書いてあるよりは、写真だったり絵であったりとかというふうな図解をするような工夫というのをお願いできたらなというふうに思います。あと、私自身、裁判員裁判の方に携わら

せていただいて、皆さんおっしゃるように、なかなか今社会情勢上皆さんお忙しい中で、何とか時間を作って参加しているといったところもあるとは思いますが、私自身この経験を生かして広報活動にお役立てできるのであれば、これからもその活動に是非参加させていただきたいなというふうに思った次第です。

司会者

ありがとうございました。そうしましたら、今日は報道機関の方も傍聴されていますので、今日出席された経験者の方に御質問がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

甲社A記者

幹事社をやっております、代表してまず2点ほどお伺いさせていただきます。まず最初になんですが、最初の全般的な感想ともかぶる部分はあるかと思いますが、裁判員を経験する前と後で、司法というもの、その中に検察官のイメージとか裁判官のイメージというものが入っていてもいいんですけども、司法というものに対する考え方が経験する前と後で変わったかという部分を皆さんにお伺いしたいのと、もう1個は、先ほどもお話が出ていましたけれども、やはり拘束時間が長いという話で、自分のお仕事と両立が厳しかったという先ほどの意見もありましたけれども、会社に所属される方だったら会社は理解を示してくれたのかとか、あとどこまで話していいかというお話もありましたけれども、そういう相談はできたのかという部分を教えていただければと思います。

司会者

では、まず1点目の司法に対する考え方とかイメージ、見方というのが、裁判員裁判に参加する前と後で違いがあったのかなかったのか、あったとしたらどのような変化があったのかという辺りですけれども、いかがでしょうか。簡単に一言ずつ皆さんから伺えますかね。

8 番

私は、娘が二人いるんですけれども、娘たちがものすごく、弁護士や検察官が対象となるドラマを、すごく見ているんですけれども、そういったところで私もちらっとは見てはいて、こんなものなんだなというふうには思っていたんですが、実際自分がそういう司法に携わってやる中で、現実とは全然乖離があるなというふうなところはすごく感じています。それから、実際に携わったところで、何というんでしょうかね、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、やはり充実した時間、その時間を過ごせたということは自分自身誇りを持っていますし、今後もその活動に、裁判員裁判の活動にお手伝いできたらなというふうな感じはあります。

司会者

7 番さん、いかがでしょうか。

7 番

本当に一般庶民の立場ですと、ああいった内容というのは、そういう資格がなければ、そういう場に立って見させていただくという経験はまずできなかったと思いますので、こういう制度ができたことによって私自身は本当にいい経験をさせていただいたなと思っております。ありがとうございました。

司会者

6 番さんはいかがでしょうか。

6 番

私も今回裁判員をやることで、自分の意見をしっかり言えたし、こういうものなんだなというのがすごくよく分かって、すごく勉強になったなと思います。会社に対しては、うちの会社は、おかげさまで理解があって、頑張っ  
てねと言われたので、そういう意味ではいい会社でよかったなとは思っております。

司会者



何か司法に対する見方というのは変わりましたか。

6 番

やはり上の人が決めちゃうというイメージだったのが、自分の1票が本当に入るんだなというのが本当にあったので、やはり親しみやすくなったというか、何かちょっと、今までは雲の上の存在のような部分が、ちょっと親しみが湧いたのかなというふうには思います。

司会者

7番さんはそういう見方が変わったところがありますか。

7 番

かなり変わりました。

司会者

どんなふうに変りましたか。よい方向、悪い方向、いろいろあるかもしれませんが。

7 番

とてもよいお勉強になって、本当にこれだけ時間を掛けて成り立っている裁判なんだなと感じました。

司会者

5番さんはいかがでしょう。見方が変わったようなところがありますか。

5 番

見方は少し変わって、やはりあまり関係のない世界かなとずっと思っていたんですけども、いざ裁判に参加してみて、ちょっと身近に感じるように、自分にも関係のないことじゃないんだなというふうに感じるようになりました。仕事は調整付けられるんですけども、私の場合、仕事よりも家庭の方の調整が大変で、仕事は仕事場にもよるかもしれませんが、子供の面倒はちょっと大変なので、誰か頼める人間がいたから参加できたというところは大きかったです。

司会者

4番さん、見方が変わりましたかという辺りはどうですか。

4番

見方に関してはかなり変わりましたね。僕の中では勝手に裁判所とか法曹界は閉ざされたイメージがものすごくあったんですけども、参加し終わって、こんなにオープンなんだとちょっと驚くぐらいイメージが変わりました。もう一つの周囲の理解なんですけれども、周囲の理解を得られた方がここにいらっしゃると思うんで得られてはいるとは思うんですけども、やはり得られない方が多いとは思うんですね、いまだに。10年間やられてどんどん参加率が落ちてるということなんですけれども、なかなか今裁判員裁判をやっているというアナウンスを聞かないので、どうしても落ちるのは自然じゃないかなと。ですから、国民の義務というところまで裁判所の方が、もっともっと声高々に言っていただいて、国民の意識をそこまで引っ張り上げていただければと思います。

司会者

2番さん、いかがでしょうか。まず見方が変わりましたかという辺りはいかがでしょうか。

2番

裁判官、裁判長の方々、どういう勉強をしてきたのかなと。すごいなと。今まで全然、私、自営業なんですけど、そんなに勉強もしてこなくて、でも何とか成り立って生活できているんですけども。娘と男の子がまだ中学生で勉強中なんですけれども、法曹界の方に行って活躍してくれるんだったらすごく頼もしいなと、そのような密かな夢を見ることができました。仕事に関しては大変つらい思いをしました、自営業なので。でも、何とかやり切れたのでよかったと思っています。

司会者

見方が変わったかどうかという辺りは1番さん、いかがでしょうか。

1番

まず見方が変わったかどうかということですがけれども、見方は変わりました。どう変わったかという、やはりやる前よりやった後は身近なものに感じるようになりました。今までのイメージだと司法に携わっている方って頭のすごくよい方で頭の固い方たちがやっているのかなと思っていたんですけども、話合いを通じていく中で普通の雑談とかもして、普通の人間なんだなというふうに感じて、身近なものだなというふうに変化していった、経験した後で裁判とかのニュースとかが起きると、これってどういうふうになっているのかなというふうには気になるようにはなりました。会社が理解を示してくれたかというところは、特段問題なく、チーム内で私は裁判員をやるのが二人目だったので、制度も整っていることもあって、裁判員休暇とかも使えたので、理解は示してくれたのはあるんですけども。ただ、詳しく上司が分かっていない部分もあったので、断われるかどうか、選ばれちゃってからは、それ断われないのみたいなふうに言われる面もあったので、やはり、もう少しこのような制度ですよというところを、アナウンスを公にしていただけならなとは思いますが。

司会者

8番さん、周囲の理解についてはどうですか。

8番

周囲の理解といいますか、私ちょっと行政側の仕事に携わっているものから、今回やはりこういうふうには指名されたところでは参加せざるを得ないのではというふうには上司からも言われまして、参加する機会を設けたんですけども。ただ、私どもの法人の中で制度がきちり定まっていなかったもので、私が参加したことによって裁判員裁判のそういう休暇に対する考え方の制度、規定が整備されたといったところがあります。皆の理解はしっかり

していただいていた。

司会者

7番さん、周囲の理解については、どうですか。

7番

私ちょっとお教室をしております、うちの生徒たちがみんな、お稽古がその週はないというふうな形をとらなければいけないので、事情を一応簡単にお伝えして、そうしたら皆さんすごく興味を持たれて、先生、農林水産省の御飯っておいしいって聞きますから是非食べてくださいとか、そういうアットホームな感じで皆さんの理解にはすごく恵まれましたのと、あと主人と、息子は社会人になっておりますので、どうだったとか、すごくストレスがなく家庭でも聞いてもらえたというのもありましたので、とても私はすごく助かりましたので、いい結果が得られました。

司会者

そのほかに、報道機関の方、御質問ございますか。

乙社B記者

乙社のBと申します。お仕事の方の関係で2番の方と4番の方に伺いたいんですけれども、2番の方はお仕事が自営業ということなんですけれども、差し支えない範囲で、裁判所に裁判員の仕事のために出てきている日は当然そのお仕事は稼働していないことになると思うんですけれども、そういうときの売上げじゃないんですけれども、その辺がどうなっているのかというの。

2番

私は自営業なんです、従業員がおりますので、何とか携わってる仕事は穴があくことなく続けることができました。たまたまこちらに来る日も、間が2日ぐらい空くとかいうスキームでしたので、その間に目いっぱい仕事をして、従業員に引き継いで、何とか仕事を回すことはできていました。ただ、

取引先の方に、この選ばれたことによってちょっと私が抜けるという申入れをしたときに、じゃあ休む代わりに日曜日にほかの仕事をやってよと、それは喜んでやりますということで2か月ぐらい休みなく働いていた状態なので、売上げ的には下がりましたがけれども、その分補填できたのかなという感じでした。

乙社B記者

先ほど大変つらい思いをされたというのは今のお話ということですか。

2番

そうです。

乙社B記者

4番の方は、今お勤めということでよろしいですね。

4番

そうです。会社員です。

乙社B記者

休暇の扱いというのは、何か特別休暇とかそういう形になっているんですか。

4番

8番さん同様、うちの会社にもまだそういう制度、裁判員に参加した人間がいなくて、そういう制度をどうしたものかというのが決まらないまま僕は参加してしまったので、これからちょっとそういう制度を作っていかなきゃいけないなと思ってるところなんですけれども。どこもそうなんですけれども、人手不足でして、僕なんかは土木関係なんですけれども、やはり1人抜ける会社に対する打撃というのと、あと正直な話、日当をいただけるんですけれども、それが釣り合わない部分も出てくると思うんですよね。僕は別にいいんですけれども、月給でいただいているんで、日給月給の方ですとか、例えばうちの従業員とかも日給月給でやっている方がいらっしゃるんですけ

れども、となると裁判所にいただいた金額と釣り合わなくて、金額的にちょっと行くのが厳しいかなと思う方もいらっしゃるので、そこら辺一緒くたに一律幾らというのだと、ちょっと難しくなっていくのかなというふうに感じました。

乙社B記者

1番の方に、最初の御発言で、選ばれたときに周りの方の中で断わった人もいたというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、その方たちは最終的に辞退が認められたということだと思っておりますけれども、その理由って何か聞かれましたか。

1番

そうですね。会社員の方から聞いたのはやはり仕事の都合で難しいというところと、あと大学生のときに選ばれたという人もいたんですけども、その人はやはり授業を休んでしまうと単位が取れなくなってしまうので断わったという話を聞きました。

乙社B記者

御自身の職場で、選ばれた後になって断われないのかと上司の方から発言があったというふうなことだったんですけども、実際そういうやり取りが。

1番

そうですね。そういうやり取りがあったんですけども、ただ、断われないというのはある程度分かってる上で冗談半分で言ったような形なので、特段問題はなかったですね。

乙社B記者

4番の方、全然違う話で、担当された裁判であざがたくさんある写真が並んで、裁判長からちょっと多過ぎるという御指摘があったということなんですけれども、最近、傷の状態が争点と関係ない場合だと、写真でなくてイラストにあざを描き込んだりして示すようなことも多いんですけども、これ

はちょっとたられればなんですけれども、仮に写真じゃなくて簡単なイラストみたいなもので示されていたら、御自身の判断とか印象が大きく変わっていましたか。

#### 4 番

僕は写真で伝えてもらった方がリアルだと思っているので、写真でいただけた方がありがたいです。その写真がやはり全てといたしますか、そこに現実があるんで、イラストですとか、何というんですかね、ほかのものに代替してしまうとリアルさが伝わってこないんで、そこは写真で是非とも今までどおりやって、何枚、多過ぎると言われても、今までどおり出していただいた方がいいかと思います。

#### 乙社B記者

ありがとうございました。

#### 司会者

ほかに報道の方、御質問はよろしいですかね。それでは、今日の意見交換会は以上で終了ということにさせていただきたいと思います。今日出席された経験者の方で、裁判員の広報を一生懸命やっていたという方は是非やっていたいただきたいと思いますし、そうでない方も、10歳になった裁判員制度、100歳、200歳、300歳になっていってほしいなと思っておりますので、温かい目でその成長を見守っていただければありがたいなと思っております。今日はお忙しい中、裁判所にお集まりいただき、どうもありがとうございました。

以 上